

平成19年7月31日

# 吉野熊野国立公園の保護・利用 に関する行政評価・監視の結果

近畿管区行政評価局では、吉野熊野国立公園における自然環境の保護と利用者ニーズに適合した公園管理を推進する観点から、平成19年4月～7月にかけて調査を行い、その結果に基づき平成19年7月31日、環境省近畿地方環境事務所に対して改善意見を通知しました。

本件照会先  
近畿管区行政評価局  
第二部第1評価監視官 依藤 進  
電話：06-6941-8905

# 調査の概要

## 調査の背景

○環境保護問題への関心の高まりや自然とのふれあい志向の高まりに伴い、国立公園の自然環境の保護と利用との調和が課題。

○世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を含む近畿管内最大の「吉野熊野国立公園」にも、これら2つの課題への対応が求められている。

## 調査の目的等

○この行政評価・監視は、吉野熊野国立公園における自然環境の保護と利用者ニーズに適した公園管理を推進する目的で実施。

○今回、初の取り組みとして、吉野熊野国立公園内の吉野山地区、大台ヶ原山地区の遊歩道のほぼ全域を実際に歩いて調査・点検を実施。また、現地において、直接、利用者にインタビュー調査を実施。

調査

## 調査結果の概要

○展望所、休憩所、遊歩道、案内表示板等の公園施設の**維持管理が不適切または不十分**。

○**無許可**で公園区域内の土地の形状変更、工作物の設置、広告物の掲出等。

○歩道外への踏み荒らし、駐車場でのアイドリングストップの不励行、公園内へのペットを持ち込みなど、**利用者ルールの不遵守**。

環境省  
近畿地方  
環境事務所

通知

平成19年  
7月31日

## 通知事項

○管理が不適切または不十分な公園施設について、施設の維持管理主体である奈良県・関係町村等に対し、迅速な改善措置を講ずるよう指導するとともに、今後とも公園管理の維持管理主体がそれぞれの補修責務を果たすよう指導すること。

○自然公園法に基づき禁止された行為が無許可で行われた事例については、行為の中止、原状回復など必要な措置等を速やかに講じさせること。

○利用者ルールを遵守させるために、必要に応じ、柵や注意看板等を設置するなど注意喚起をより一層適切に行うとともに、関係機関との連携、ボランティアの協力により、普及啓発を行うこと。

# 調査結果等

## 1 公園施設の適切な維持管理等

### 制度の概要

- 国立公園は、自然公園法(以下「法」という)に基づき、国、地方公共団体及び公園利用者は、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、努めなければならないとされている。
- 国立公園に関する公園事業は、原則として国が執行するが、地方公共団体、民間事業者もそれぞれの立場で整備を行っている。
- これらの施設は、設置した国、地方公共団体等それぞれが、適切に維持管理することが求められている。

### 調査結果

- 今回、当局の調査において、以下の施設の維持管理の不適切、不十分なものがみられた。
  - ①展望所、休憩所(老朽化により危険なものなど3箇所)、
  - ②遊歩道(階段の横木が腐り、鉄杭が露出して危険な状態になっているなど10箇所)
  - ③案内表示板、標識等(表示が消えかかっているなど)
  - ④公衆便所の案内表示(周回路途中に公衆便所がないことの案内が不十分など8箇所)
  - ⑤公園道路等(駐車場所を示す白線が消えており無秩序な駐車を誘発しているなど4箇所)



大台ヶ原山地区の遊歩道の事例

### 近畿地方環境事務所に対する改善通知結果

- 今回、当局が把握した問題箇所について、施設の維持管理主体である奈良県・関係町村等に対して、利用者の危険性等を考慮し、改善が必要な施設の優先順位を決めるなど、迅速な改善方を講じるよう指導すること。
- 今後、奈良県職員や自然公園指導員等のボランティアの協力を得ながら、情報を収集するなど、関係市町村との連携を強化し、施設の問題箇所に関する情報の共有化に努め、施設の管理主体がそれぞれの補修責務を果たすよう指導すること。

## 2 公園区域内における行為規制の遵守

### 制度の概要

○国立公園の風致景観を維持する観点から、法に基づき、公園内における工作物の設置、土地の形状変更、広告物の掲出等の行為については、環境大臣の許可を受けなければならないとされ、公園内のゴミ等の廃棄・放置も禁止されている。

○吉野熊野国立公園では、上記に加えて、吉野熊野国立公園吉野地域管理計画を策定し、①吉野山地区では街並み景観を保全するため、広告物、電柱等の色彩に関する規制等を、②大台ヶ原山地区では、優れた自然景観を保護するために、自動販売機の屋外の設置規制、道路ガードレールの色彩規制等を定めている。

### 調査結果

○今回、当局が行為規制の遵守状況等を調査したところ、以下の状況がみられた。

- ①無許可で公園区域内の土地形状変更等が行われているもの（山林斜面を無許可で掘削造成し駐車場化しているものなど2箇所）、
- ②無許可で工作物（自動販売機）を設置しているもの（13箇所22台）、
- ③無許可で公園区域内に広告物を掲出しているもの（電柱の営業広告物等）
- ④公園区域内に廃棄物が投棄されているもの（古ワイヤー、古ドラム缶等の粗大鉄くずが多数放置されているなど9箇所）
- ⑤修景措置がとられていない電柱（吉野山地区）及び道路ガードレール（大台ヶ原山地区）



大台ヶ原山地区の廃棄物の事例

### 近畿地方環境事務所に対する改善通知結果

○公園区域内において、土地の形状変更、工作物、広告物の設置など法に基づき禁止された行為が無許可で行われた事例については、法に基づく命令等により、行為の中止、原状回復等を速やかに講じさせること。

また、ごみの投棄等の不適正な事例については、関係者と協議し、法に抵触する場合は、速やかにその改善を図ること。

○色彩基準を満たしていない電柱、ガードレールについては、設置者等に対して当該基準の内容の周知を図り改善を指導すること。

### 3 自然環境保護のための公園利用者ルールへの遵守

#### 制度の概要

○国立公園は積極的に利用の増進を図る一方で、自然環境について可能な限り自然の姿で保護することが求められており、公園利用者においても、優れた自然環境が国民共通の財産であることを認識し、利用の適正化に努めることが求められている。

○このため、環境大臣は、国立公園について、風致維持の必要度に応じ、当該地域内の行為を規制している。加えて、今回、調査対象とした吉野熊野国立公園では、管理計画において、利用者の指導等に関する事項として、大台ヶ原山地区における歩道以外の場所への立ち入り禁止、駐車場でのアイドリングストップ等を定めている。

#### 調査結果

- 今回、当局が利用者ルールの遵守状況等を調査したところ、以下の状況がみられた。
- ①歩道以外の場所に立入りしているもの(大台ヶ原山地区の日出ヶ岳山頂付近など3事例)
  - ②駐車場でアイドリングストップが遵守されていないもの(大台ヶ原公園駐車場)
  - ③公園内にペットを持ち込んでいるもの(7例、8匹)



大台ヶ原山地区においてペットを持ち込んでいる事例

#### 近畿地方環境事務所に対する改善通知結果

- 歩道以外への立入りについて、必要に応じ柵(ロープ)や注意看板を設置し、利用者へ立入禁止に関する注意喚起を適切に行うこと。
- 駐車場でアイドリングストップ、犬猫等の動物持ち込み禁止については、当局の現地調査において確認され、さらには利用者インタビュー調査においても十分に周知されていない状況にあるため、利用者により一層周知が図られるよう注意喚起の方法を検討すること。
- 今後とも、公園内で利用者ルールが徹底・励行されるため、関係機関との分担及び情報交換をより一層強化するとともに、自然公園指導員等のボランティアの協力を得つつ効率的な巡回等を実施し、利用者に対して啓発・指導を行うこと。